

社外役員の独立性判断基準

当社の適正なコーポレート・ガバナンス体制の構築・維持にあたり、経営の透明性と客観性を確保するために、当社の社外役員については、下記のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているとみなしております。

1. 当社および子会社（以下、併せて「当社グループ」）を主要な取引先とする者（※ 1）またはその業務執行者（※ 2）
2. 当社グループの主要な取引先（※ 3）またはその業務執行者
3. 当社グループの主要な借入先（※ 4）またはその業務執行者
4. 当社の大株主（※ 5）またはその業務執行者
5. 当社グループが大株主である者またはその業務執行者
6. 当社グループの会計監査人に所属する者
7. 当社グループから役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該法人・団体等に所属する者）
8. 当社グループから年間 1,000 万円を超える額の寄付を受領している者または寄付を受領している法人・団体等の業務執行者
9. 過去 5 年間に於いて、上記 1. から 8. のいずれかに該当していた者
10. 以下に掲げる者の配偶者または 2 親等内の親族
 - (1) 上記 1. ～ 9. のいずれかに該当する者
 - (2) 当社子会社の業務執行者
 - (3) 当社子会社の非業務執行取締役（社外監査役の判定時に限る）
 - (4) 過去 5 年間に於いて、上記 (2) (3) に該当していた者
 - (5) 過去 5 年間に於いて、当社の業務執行者であった者
 - (6) 過去 5 年間に於いて、当社の非業務執行取締役であった者（社外監査役の判定時に限る）

【注】

- ※ 1 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループとの取引において、直前 3 年間のいずれかの事業年度において、その者の年間連結売上高の 2% を超える額の支払いを当社グループから受けた者をいう。
- ※ 2 業務執行者とは業務執行取締役、執行役員、従業員、顧問または相談役等をいう。
- ※ 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループとの取引において、直前 3 年間のいずれかの事業年度において、当社の年間連結売上高の 2% を超える額の支払いを当社グループに行っている者をいう。
- ※ 4 当社グループの主要な借入先とは、当社グループが借入を行っている金融機関グループであって、直前 3 年間のいずれかの事業年度末において当社グループの借入先上位 3 位以内の金融機関グループをいう。
- ※ 5 大株主とは、総議決権の 10% 以上の議決権を直接または間接的に保有している者をいう。